

下請法違反の恐れ

待機費用不払いで指導

公取委、1年間の事例報告

公正取引委員会は12日、関係省庁連絡会議下のワーキンググループ(WG)で、下請法に関する直近1年間の指導・勧告事例を報告した。運送業務関連では、待機費用の不払いは下請法違反の恐れがあるとして、指導が行われていた。下請けに運送を委託したある運送会社は、下請けが指定時刻、指定場所に到着したものの、待機させ、待機費用を負担しなかった。この行為が、下請法で禁止

される「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に当たるとの恐れがあるとして、公取委は指導を行った。また、別の運送会社は、下請けに付帯作業の中身に明示せず、下請け代金の額について十分協議しないまま委託。付帯作業を行わせていた。「買いたたき」「不当な経済上の利益の提供要請」で下請法に違反する恐れがあり、指導対象となった。

また、同日のWGで、中小企業庁も下請法違反の恐れによる直近1年間の指導事例を報告。下請けに対し、安全対策の向上を要請しながら、これに伴う費用について協議しないまま対価を据え置いたとして、道路貨物運送事業者に指導を行っていた。下請法で禁止する「買いたたき」への該当の恐れがあった。

このほか、中企庁は4月から10月まで行った、下請けGメンによるヒアリング結果を公表。今年度からトラック運送事業者にも実施し、全体で同期間に2960件をヒアリングした。運送事業関係では「物流子会社を持っている飲料メーカーは業界や行政の動きを理解しており、人件費高騰による値上げ交渉については話が早い。一方で、この動きを知らないメーカーには、当社から説明した上で交渉している」といった事例があった。中企庁はこれを「問題のある事例」に分類している。

また、「付帯業務料や待機時間料が基本契約書に明記されていない」事例も、問題のある事例として報告した。

(辻本亮平)